別紙１

いじめ防止委員会（日常の指導体制）

＜ 構 成 員 ＞

【通信制】　副校長、教頭、面接指導部(1)、総務部(1)、生徒指導部(2)

【単位制】　教頭(2)、教務部(1)、保健部(1)、生徒指導部(2)、総務部(1)、養護教諭(1)

管　理　職

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢

・風通しのよい職場　　・保護者地域との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し

・年間指導計画の作成、校内委員会の企画・立案

・いじめ調査（アンケート）の実施

・調査結果、報告等の情報の整理・分析

・いじめが疑われる案件の事実確認、判断

・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未　然　防　止

◇学業指導の充実

・学びに向かう集団づくり

・意欲的に取り組む授業づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

・ホームルーム活動の充実

・心の通う人間関係を構築できる社会性の涵養

・ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

・面談の定期開催

◇人権教育の充実

・人権意識の高揚

・自他の生命の尊重

◇情報教育の充実

◇保護者・地域との連携

・学校いじめ防止基本方針等の周知

・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集

・教員の観察による気付き

・養護教諭からの情報

・相談・訴え（生徒・保護者・地域等）

・アンケートの実施（定期）

・各種調査の定期的実施（複数回）

・面談の定期開催（生徒・保護者等）

◇相談体制の確立

・相談窓口の設置・周知

◇情報の共有

・報告経路の明示、報告の徹底

・職員会議等での情報共有

・事案対処に関する校内研修の実施

・要配慮生徒の実態把握

・進級時の引継ぎ